［キャッシュ・フロー計算書関係］

1．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金預金勘定	3,591,121,678円
資金期末残高	3,591,121,678円

2．重要な非資金取引

①　寄附による資産の取得	15,228,500円
②　固定資産の除却	42,131,806円

［行政サービス実施コスト計算書関係］

引当外退職給付増加見積額のうち、△301,698,030円については国及び地方公共団体からの出向職員に係るものであります。

［重要な債務負担行為］

該当する事項はありません。

［重要な後発事象］

該当する事項はありません。

［行政サービス実施コストに準ずる費用関係］

独立行政法人会計基準第24の項目には該当しないが、行政サービス実施コストに準ずる費用は次のとおりであります。

筑波共同利用施設から提供を受けている受益の費用	34,027,601円

［金融商品の時価等に関する注記］

1．金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金及び公社債等に限定しております。

また、投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、公債のみを保有しており株式等は保有しておりません。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	3,591,121,678	3,591,121,678	—
⑵未収金	3,925,817,382	3,925,817,382	—
⑶有価証券及び投資有価証券	995,671,717	999,202,040	3,530,323
満期保有目的債券	995,671,717	999,202,040	3,530,323
⑷未払金	(2,700,024,663)	(2,700,024,663)	—
⑸設備関係未払金	(2,232,437,822)	(2,232,437,822)	—

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴現金及び預金、⑵未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

⑷未払金、⑸設備関係未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

［資産除去債務に係る注記］

1．資産除去債務の内容についての簡潔な説明

当センターは、平成13年４月１日及び平成15年10月１日に国から現物出資を受けた庁舎等について、当該施設の廃棄に当たり石綿障害予防規則によりアスベストを、土壌汚染対策法により土壌汚染を、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律により放射性同位元素を除去する義務について資産除去債務を計上しております。

2．支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は耐用年数、割引率は国債金利を採用しております。

3．資産除去債務の総額の期中における増減内容

当事業年度末における資産除去債務残高は、期首残高28,656,288円と時の経過による資産除去債務の調整額561,401円の合計29,217,689円であります。

4．資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額

見積りは変更しておりません。

5．資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由

当センターは、本部事務所オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、本部を移転する計画がないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

［不要財産に係る国庫納付等に係る注記］

1．中央水産研究所高知庁舎（土地、建物、構築物、機械及び装置）

⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要

資産の種類		場所	取得時帳簿価額	国庫納付時帳簿価額
中央水産研究所高知庁舎	土地	高知県高知市	479,525,261	255,971,584
	建物		136,003,750	30
	構築物		6,691,890	28
	機械及び装置		1,379,000	2

⑵　不要財産となった理由

平成22年11月の総務省政独委及び行政刷新会議の勧告の方向性等及び独立行政法人水産総合研究センターの第３期中期目標・中期計画中の研究開発を行うために必要な組織・施設等のあり方を踏まえ、平成23年度末をもって中央水産研究所高知庁舎の閉鎖を決定したため。

⑶　国庫納付等の方法

通則法第46条の２第１項による現物納付

⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額

無し

⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額

無し

⑹　国庫納付等の額

255,971,644円

⑺　国庫納付等が行われた年月日

平成25年６月28日

⑻　減資額

632,107,421円